

○大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例

昭和62年3月31日大府市条例第4号

改正

平成3年3月30日条例第16号

平成7年3月30日条例第12号

平成9年3月27日条例第11号

平成9年9月3日条例第39号

平成10年3月24日条例第10号

平成12年3月29日条例第13号

平成14年9月27日条例第30号

平成18年12月26日条例第40号

平成24年3月28日条例第2号

平成26年6月27日条例第17号

平成28年12月27日条例第39号

令和2年2月26日条例第1号

令和7年3月24日条例第17号

大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、こども幸齢者交流センター及びこども交流センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童及び高齢者の福祉増進を図るため、こども幸齢者交流センター及びこども交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(職員)

第3条 センターに館長及び児童厚生員を置く。

2 児童厚生員は、児童福祉について特別に経験を有する者のうちから市長が任命する。

(大府市こども幸齢者交流センター等運営委員会)

第4条 センターの運営について必要な事項を審議するため、大府市こども幸齢者交流セ

ンター等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

（利用の許可）

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の不許可）

第6条 市長は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2） 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

（特別の設備）

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターに特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（利用者の義務）

第8条 利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

（許可の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、利用の中止を命じ、許可に付された条件を変更し、又は退館を命ずることができる。

（1） 利用者が前条の規定に違反したとき。

（2） 利用者が第6条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

（3） 公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の規定によって利用者に損害が生じた場合においても、市長はその責任を負わな

いものとする。

(損害賠償)

第10条 利用者が故意又は過失によってセンター又はその附属設備を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないときと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) センターの利用の許可その他利用に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 指定管理者の指定をした場合における第5条から第8条まで及び第9条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第11条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手續)

第12条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による指定をするときは、前項の規定により申請した者のうちから、次に掲げる基準により、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 利用者の平等利用が確保されること。
- (2) 指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）の実施に関する計画が、センターの設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- (3) 前号の計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。

3 市長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消し、又は指定管理者業務の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定

管理者業務を行うこと。

(2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

(4) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準
(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月30日条例第16号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月30日条例第12号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大府市児童老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づく利用の許可は、改正後の大府市児童老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づく利用の許可とみなす。

附 則 (平成9年9月3日条例第39号)

この条例は、平成9年9月27日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日条例第10号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月27日条例第30号)

この条例は、平成14年9月28日から施行する。

附 則 (平成18年12月26日条例第40号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月27日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年2月1日から施行する。ただし、第10条の次に3条を加える改正規定（第13条に係る部分を除く。）及び附則第3項の規定は公布の日から、第3条の次に1条を加える改正規定は平成27年4月1日から施行する。

（大府市児童センターの設置及び管理に関する条例の廃止）

- 2 大府市児童センターの設置及び管理に関する条例（昭和45年大府市条例第62号）は、廃止する。

（準備行為）

- 3 第5条第1項の規定による利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 4 この条例の施行前に改正前の大府市児童老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

附 則（平成28年12月27日条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（大府市北山老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止）

- 2 大府市北山老人憩の家の設置及び管理に関する条例（平成12年大府市条例第4号）は、廃止する。

附 則（令和2年2月26日条例第1号）

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による大府共和西特定土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則（令和7年3月24日条例第17号）

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称		位置
大府市立大府こども幸齢者交流センター		大府市桃山町五丁目180番地の1
大府市立神田こども幸齢者交流センター		大府市横根町家下131番地
大府市立神田こども幸齢者交流センター 北崎分館		大府市神田町六丁目388番地の1
大府市立東山こども幸齢者交流センター		大府市追分町四丁目1番地
大府市立共和西こども幸齢者交流センター		大府市共和町七丁目547番地
大府市立吉田こども幸齢者交流センター		大府市吉田町五丁目6番地
大府市立石ヶ瀬こども幸齢者交流センター		大府市森岡町一丁目83番地
大府市立北山こども 幸齢者交流センター	北山こども交流センター	大府市北山町三丁目62番地
	北山幸齢者交流センター	大府市梶田町六丁目271番地
大府市立共長こども交流センター		大府市明成町一丁目86番地